

(6) 要求水準書に対応する予定価格の設定

削除：価格と連動した要求水準書の検討

① 課題

- ・ 予定価格を算定した時期には要求水準の内容が固まっていないため、その後で作成された要求水準が予定価格に見合わないものになることがある。
- ・ 特に、管理者等の内部や関係者の意見を幅広く取り入れること等により、結果として総花的な要求水準書になり、予定価格に見合わない内容となる場合がある。

② 考え方

- ・ 本来、要求水準は導入可能性調査段階で骨子が作成され、その後実施方針公表を経て公告に至るまでの間に具体化、詳細化され、要求水準書が確定した後にその内容を踏まえて予定価格が設定されるべきである。
- ・ しかしながら、現実には要求水準が具体化、詳細化される前の段階で、予定価格が事実上設定されることが多く、具体的には、PSC、PFI-LCCが導入可能性調査段階で算定され、これに基づいて予定価格が算定されることが一般的である。このような場合には、この段階までにできるだけ要求水準書の重要部分を詰めておくことによって、予定価格と要求水準の内容とが乖離しないように努めるべきである。
- ・ 要求水準書は、プロセスが進むごとに具体化、詳細化される。これにあわせて、予定価格が要求水準書と乖離していないかをその都度確認する必要がある。特に、実施方針公表後の官民の間での対話等に基づいて要求水準の内容が修正された場合は、予定価格との乖離が生じていないかを確認することが必要である¹。
- ・ PSC の算出については、要求水準を満たす公共案として基本設計を実施し、算出する方法が考えられるが、費用やスケジュールの観点から全ての事業で適用可能な方法とはいえない。「VFMに関するガイドラインの一部改定及びその解説」（平成 19 年 6 月 29 日）において、「（設計費、建設費、維持管理費については）従来方式で実施する場合の設計費、建設費、維持管理・運営費と同様であり、管理者等が必要な調査を実施した結果により、また、過去の実績、経験等に基づく等の方法により算出されることが望ましい。ただし、過去の実績等を用いる場合は、対象事業を現時点で実施した場合に想定される費用とする点に留意する必要がある」とされており、必ずしも設計が必要なのではなく、各種データから合理的に算定することも有効である。
- ・ 導入可能性調査及び実施方針公表後の望ましいコスト検討の流れを整理すると次頁の通りである。

書式変更：箇条書きと段落番号

削除：は

¹ 要求水準が予定価格から乖離する理由として、①予定価格設定と要求水準策定のタイミングの差異（議会対策等の観点から、要求水準を具体化・詳細化する前の段階で債務負担行為を設定し、これに基づいて予定価格を設定することがあり、その時期のずれから乖離が生まれる）、②要求水準が民間事業者の意見や提案を聴取しない限り確定しないため、結果として予定価格設定に反映されないこと等が考えられる。これらの背景には制度上の予定価格の硬直性の問題がある。

書式変更：フォント：9 pt

書式変更：フォント：9 pt

書式変更：フォント：9 pt

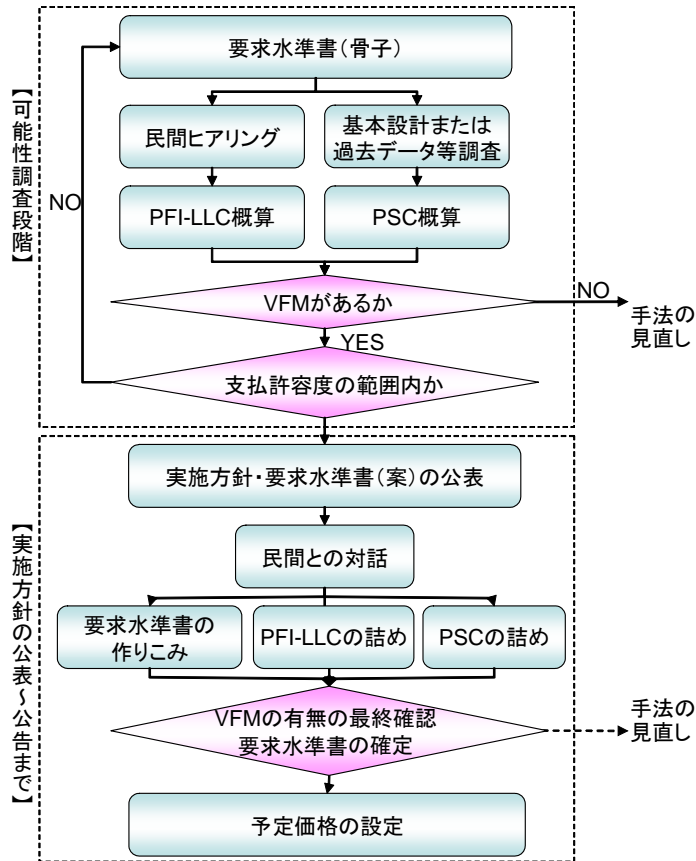
書式変更：フォント：9 pt

書式変更：フォント：9 pt

書式変更：フォント：9 pt

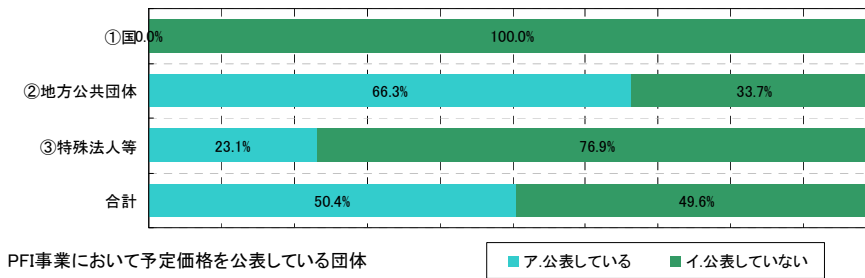
書式変更：フォント：9 pt

書式変更：フォント：9 pt



③留意点

- 国が発注するPFI事業では、予算決算及び会計令の規定を踏まえ、現状では予定価格が開示されていないことから、民間事業者は予定価格を知ることができない。一方、地方公共団体が発注するPFI事業では約2/3の事業で予定価格（公募プロポーザルの場合は参考価格や予算額）が提示されている。



(平成19年度内閣府調査による)

- ・ 事業実施主体の約7割を占める地方公共団体では、現状でも予定価格を公表している事業が多いことから、民間事業者への価格情報の提供の必要性が認識されつつあるといえる。²

² コストと要求水準書の整合性については、推進委員会報告において、①要求水準の内容をまとめた上でPSC、PFI-LCCを積み上げ、要求水準に即した「予定価格」を設定すること、②可能な限り要求水準の明確化をはかった上で、上限拘束性のない参考価格を提示する、または、「予定価格」の算定根拠を示すこと、が具体的な対応策として示されている。これらに加え、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年3月31日法律第18号。以下、「品確法」という。）では、公共工事について高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、その審査の結果を踏まえて予定価格を定めることができるとされており、本指針の策定に当たり開催した「PFI事業実施プロセスに関するワーキンググループ」参加委員からは、こうした品確法のアプローチによるPSC、予定価格の精緻化も必要との意見が出されている。

2-2. 達成すべき基準の明確化

(1) 要求水準に対応したモニタリング指標の設定及びモニタリングの基本計画の作成

書式変更：箇条書きと段落番号

① 課題

- ・ 要求水準書に示されたアウトプット仕様を基準に、実際に提供されるサービスについて、その達成度が確認される必要がある（モニタリング）。
- ・ しかしながら、要求水準書に対して適切なモニタリング項目が必ずしも設定されていないこと、さらにはモニタリングを実効的に行うプロセスについての認識が不十分であること等により、モニタリングが有効に機能していない場合がある。

② 考え方

- ・ モニタリング指標をできるだけ客観的に示すことで、サービスの履行状況について官民の齟齬が生じないようにする必要がある。
- ・ 要求水準書で提示したアウトプット仕様に対して、それらの達成状況を計測するためのモニタリング指標を予め検討し、要求水準書と一体的に作成することが必要である。
- ・ モニタリング指標の設定方法は事業の性格により異なる。
 - (ア) 病院事業のように、個別の業務に対するアウトプット仕様を踏まえたモニタリング指標の検討を行うことが必要である場合、少数の指標で事業全体をモニタリングをすることは困難である。2-1(1)にあるような、ユーザーの満足度等のデータをモニタリング指標として活用することも考えられる。
 - (イ) 廃棄物処理事業のように、処理量や環境基準といった客観的な数値基準を満たすことが前提となる施設を運営する事業の場合には、比較的少数の基準等で施設のパフォーマンスを規定することが可能である。

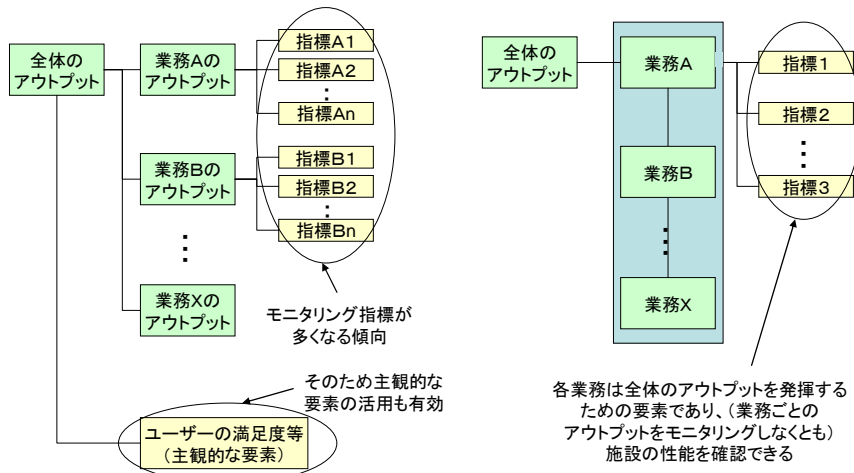
削除：ある

削除：の達成のために業務が構成されている実施する

事業類型によるモニタリング指標の設定のイメージ

個別の業務に対するアウトプット仕様を踏まえた
モニタリング指標の検討を行う必要がある場合
(例: 病院等)

ある客観的な基準の達成のために
業務が構成されている場合
(例: 廃棄物処理施設等)



- ・ 比較的事例数が多い施設整備を中心とした事業であっても、現状では「どの程度モニタリングを行う必要があるか」については具体的な基準がないため、公共が基準を示す必要がある。
- ・ 以上をまとめると、要求水準書の提示とあわせて、アウトプット仕様ごとに、達成状況を見るためのモニタリング指標と、その計測方法や計測頻度について可能な限り管理者等が枠組みを示すことが必要となる。これらを例えば「モニタリング基本計画書」として取りまとめ、公募書類の一つとして提示することが必要である。
- ・ ただし、モニタリングの具体的な内容が民間事業者の提案により影響を受けることもあることを踏まえると、モニタリングの基本計画を入札公告の段階で細部まで詰めて提示することは困難な場合があると考えられる。このような場合にあっても、モニタリング指標ごとに、可能な限り計測の具体的な方法や頻度を入札公告時にあわせて示すことで、民間事業者がモニタリングにかかる費用を見積ることが出来るようにすることが必要である。
- ・ 要求水準未達の状態になった場合に修復するための期間（修復期間：この期間内に修復された場合には、ペナルティの対象外とする）を明示することで、サービスの水準を規定することも必要である。修復期間としては、例えば4段階程度に区分し、重要度に応じて修復期間を設定することが考えられる。
- ・ 修復期間が明示されていない場合、民間事業者にとってどの程度の時間で修復できる体制を整えればよいのか不明であるため、見積もりが困難となる。修復期間がマーケットの慣行に合致していないと、高いコストが見積もられることになり、また金融機関もリスクがあると判断することになる。したがって、マーケットサウンデ